

～やえがさたより～

令和7年4月号

◆新年度のご挨拶

東部農業事務所家畜保健衛生課長を務める川島です。

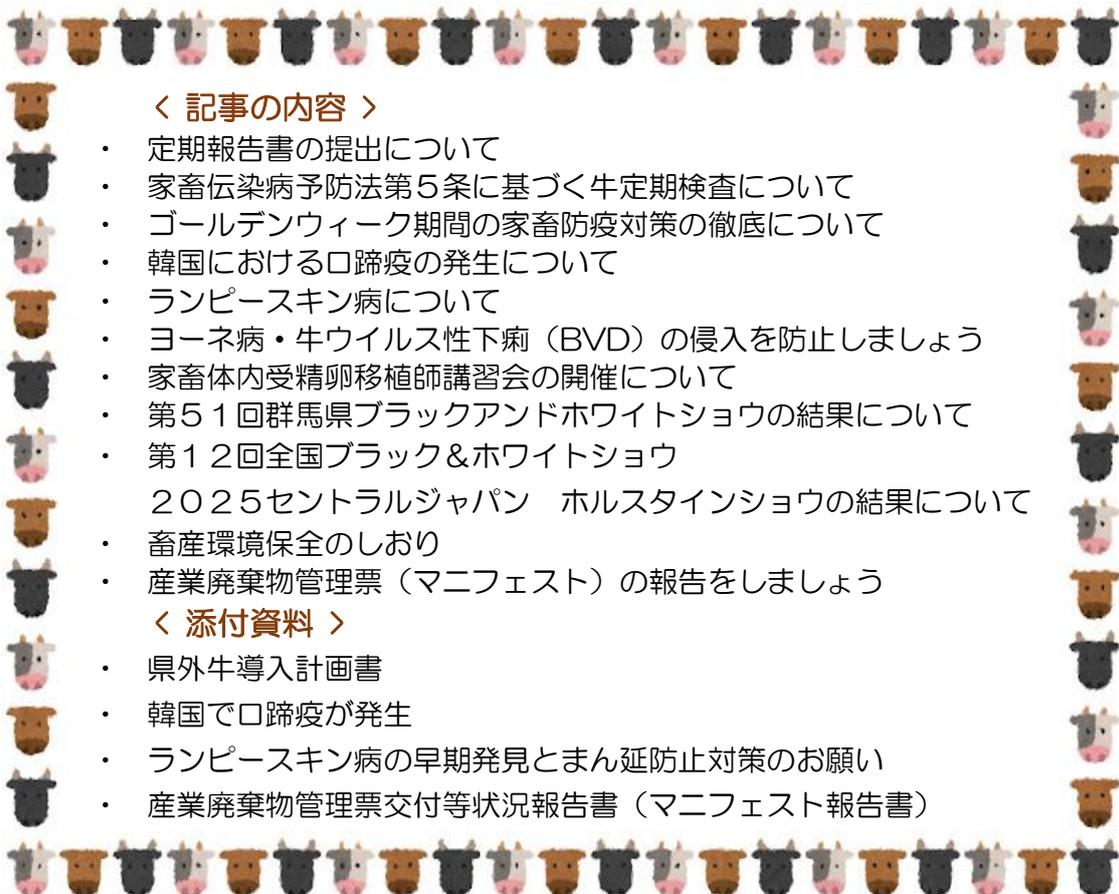
日頃から家畜保健衛生並びに畜産振興に係る事業の推進にご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

この度の定期人事異動では転出者3名、転入者6名の異動がありました。新体制のもと業務を遂行して参りますので、よろしくお願いいたします。

◆職員の人事異動について

人事異動により、職員の転出・転入がありました。今年度は以下の職員体制になります。今後ともよろしくお願いいたします。

		令和7年度職員（前職場）	
課長			
次長			
環境衛生係	係長		
防疫係	係長		



< 記事の内容 >

- ・ 定期報告書の提出について
- ・ 家畜伝染病予防法第5条に基づく牛定期検査について
- ・ ゴールデンウィーク期間の家畜防疫対策の徹底について
- ・ 韓国における口蹄疫の発生について
- ・ ランピースキン病について
- ・ ヨーネ病・牛ウイルス性下痢（BVD）の侵入を防止しましょう
- ・ 家畜体内受精卵移植師講習会の開催について
- ・ 第51回群馬県ブラックアンドホワイトショウの結果について
- ・ 第12回全国ブラック&ホワイトショウ
- ・ 2025セントラルジャパン ホルスタインショウの結果について
- ・ 畜産環境保全のしおり
- ・ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の報告をしましょう

< 添付資料 >

- ・ 県外牛導入計画書
- ・ 韓国で口蹄疫が発生
- ・ ランピースキン病の早期発見とまん延防止対策のお願い
- ・ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（マニフェスト報告書）

◆定期報告書等の提出について



令和7年の定期報告書について、ご提出頂きありがとうございました。
まだ提出していない方は、早急に提出をお願いいたします。

(令和7年1月29日付けで報告様式等の書類をお送りしております)

- ※ すでに提出済みでも、畜舎等の増改築や増頭等を行った場合は、再度提出が必要です。
- ※ 未報告の場合や飼養衛生管理基準が遵守されていないと判断された場合は、農場で伝染病が発生したときに国から支給される手当金が、減額または不支給となるおそれがあります。

◆家畜伝染病予防法第5条に基づく牛定期検査について



今年度の牛定期検査は、以下の予定で実施します。

- ◇検査疾病 : **ヨーネ病**
- ◇対象牛 : **生後6ヶ月以上の搾乳用雌牛または繁殖用牛**
- ◇実施地区(実施時期) : 太田市太田地区(7月)、みどり市大間々地区(10月)、館林市(11月)
- ◇検査手数料 : 1頭あたり700円
- ◇検査方法 : 抗体検査(陽性となった場合は遺伝子検査を実施)

定期検査時に採取した血液で、牛伝染性リンパ腫(BLV)及び牛ウイルス性下痢(BVD)の検査をすることができます(別途手数料がかかります)。ご希望の場合は当所へお問い合わせください。

◆ゴールデンウィーク期間の家畜防疫対策の徹底について

ゴールデンウィークを迎え、国内や諸外国との間で人の動きが活発化することが予想されます。韓国では口蹄疫が発生し、国内でもランピースキン病の発生が確認されるなど、農場への家畜伝染病の侵入リスクは依然として非常に高い状況が続いています。人や物、野生動物によって農場内に病原体を侵入させないよう、**飼養衛生管理基準の遵守徹底**をお願いします。

〈農場への病原体の侵入防止、異状の早期発見〉

- 1 疾病が発生している国への不要不急の渡航は避ける
- 2 外国人従業員が従事する農場では、海外からの物品が農場内に持ちこまれることがないように指導を徹底する
- 3 観光客を含め、関係者以外が衛生管理区域に立ち入らないように看板などで掲示する
- 4 農場内・周囲に野生動物が隠れる場所を作らない、畜舎の隙間や破損はすぐに修繕する
- 5 家畜の健康観察を毎日行い、異状のある時は家畜保健衛生所に連絡する

◆韓国における口蹄疫の発生について

令和7年3月13日、韓国南部の牛飼養農場において、約2年ぶりに口蹄疫の発生が確認されました。その後、4月13日までに19事例の続発が確認されており、また、ウイルス排泄量が牛の100~数千倍と言われている豚の農場での発生も確認されています(別添資料参照)。国内への口蹄疫ウイルスの侵入リスクは非常に高い状況です。農家の皆様におかれましては、添付のリーフレットを確認の上、発生予防対策の徹底をお願いします。また、複数頭の牛で口・蹄・乳房等に水泡が確認されたり、泡状のよだれをたらすなどの口蹄疫が疑われる場合は家畜保健衛生所まで速やかに通報をお願いします。

◆ランピースキン病について

ランピースキン病は、ランピースキン病ウイルスを病原体とする牛、水牛に感染する病気で、人への感染はありません。症状として、食欲不振や発熱のほか、全身、特に頸部、背側、脚部、外陰部などに数個～数百個の結節が観察されます。有効な治療法はありません。

昨年 11 月に福岡県の乳用牛飼養農場において国内初発生後、福岡県・熊本県の計 22 農場で 230 頭の発症を確認しました。当該地域におけるワクチン接種、移動自粛などの措置により、現時点で新規の発生農場はありません。本病は、サシバエなどの吸血昆虫によるウイルスの機械的伝播が主な感染経路のため、発生予防のためには農場の吸血昆虫を減らす対策が重要です。添付のリーフレットを参考に対策をお願いします。また、本病を疑う症状がみられた場合には、その牛を速やかに隔離し、家畜保健衛生所までご連絡ください。

◆ヨーネ病・牛ウイルス性下痢（BVD）の侵入を防止しましょう

○ヨーネ病

ヨーネ病は、ヨーネ菌を原因とする法定伝染病です。経済的被害も大きい疾病であり、牛、めん羊、山羊などに感染し、長い潜伏期間（6 カ月～数年）の後、慢性の頑固な下痢、乳量や繁殖成績の低下、消瘦を引き起こして死亡します。また、ヨーネ菌はマクロファージと呼ばれる細胞の中に潜んでいるため、感染牛は輸送や分娩等ストレスがかかった後に排菌・発症すると言われています。現在、本病に有効な治療薬、ワクチンはありません。

ヨーネ病の発生は全国的に増加傾向にあり、特に北海道においてヨーネ病の発生が多く、北海道から牛を導入する都府県の農場においても、ヨーネ病の侵入リスクが高まっています。

一方で、県外からの導入牛（県外預託先からの退牧牛を含む）は、導入時にヨーネ病検査を受ける必要があります。また、県内家畜市場から購入した牛であっても、県外農場からの導入であれば検査対象です。ヨーネ病の侵入を防止するため、県外導入牛・県外預託先からの退牧牛の検査を必ず受検してください。

なお導入予定のある場合は、早めに家保へ添付の県外牛導入計画書（別記様式 1）の提出をおねがいします。検査手数料は 1 頭あたり 1,290 円です。

○牛ウイルス性下痢（BVD）

BVD は慢性の下痢や流産等の繁殖障害を引き起こす届出伝染病です。多くは一過性で回復しますが、妊娠牛の感染によりその産子が継続的にウイルスを排出する持続感染（PI）牛となり、大きな経済的損失を招く可能性があります。

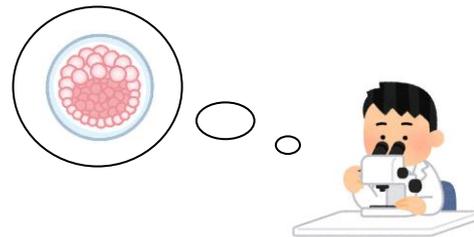
BVD ウイルスの侵入防止対策として、「導入牛の検査」に加え、導入時に妊娠している牛は感染時期によって P I 牛を産出する場合がありますので、「導入牛の産子の検査」が重要です。ぜひご検討ください。検査手数料は 1 頭あたり 1,290 円です。

◆家畜体内受精卵移植師講習会の開催について

受講希望の方は、以下①～③の書類を家畜保健衛生課あて提出してください。
必要書類は家畜保健衛生課で配布しています。

提出期限：令和7年5月21日（水）まで

- ① 受講申請書（指定様式）
- ② 履歴書（指定様式）
- ③ 家畜人工授精師免許証の写し



開催期間	令和7年6月20日（金）～7月11日（金）※土日祝祭日を除く
修業試験	令和7年7月14日（月）～7月15日（火）
開催場所	群馬県畜産試験場

※ 群馬県ホームページから詳細の確認、必要書類の取得が可能です。

◆第51回群馬県ブラックアンドホワイトショウの結果について

令和7年3月22日（土）に渋川家畜市場で標記共進会が開催されました。

東部管内からは13頭が出品され、10部 みどり市氏が準最高位を受賞されました。なお、管内出品牛は主な成績は次のとおりです。



ジュニアグランドチャンピオン					
第5部	502	リスパ [°] 外	ハコツク	グエーラル	みどり市 氏
ジュニアリザーブチャンピオン					
第4部	402	イテリア	Wリアツ	ラムダ	リーブ 太田市 氏
シニアグランドチャンピオン					
第10部	1001	リスパ [°] 外	ラィズ	ハコツク	みどり市 氏

◆第12回全国ブラックアンドホワイトショウ

2025セントラルジャパン ホルスタインショウの結果について

令和7年4月4日（金）・5日（土）に御殿場市馬術スポーツセンターで標記共進会が盛大に開催されました。

群馬県からは21頭が出品され、12部 がシニアチャンピオンを受賞しました。なお、管内出品牛の主な成績は次のとおりです。

第4部	未経産（18ヶ月以上21ヶ月未満）				
1位	イテリア	Wリアツ	ラムダ	リーブ	太田市 氏
第5部	未経産（21ヶ月以上24ヶ月未満）				
1位	リスパ [°] 外	ハコツク	グエーラル		みどり市 氏

◆「畜産環境保全のしおり」について

畜産環境保全に関する知識の啓発を図るため、令和6年度版畜産環境保全のしおりが作成されました。下記のとおり群馬県ホームページへ掲載されていますので、ご活用ください。

畜産環境保全のしおり



15分間・フルコースにて所産紹介動画「3分でわかる米麦畜産課」を配信中!
URL: <https://www.pref.gunma.jp/9529.html>

— 目 次 —

1. 畜産排せつ物の発生量と利用
2. 畜産環境問題の現状と対応策や事例
3. 畜産排せつ物の管理事業実施状況と農利用促進プラン
4. 畜産環境保全関係法令の概要
5. 補助事業・リース事業
6. 群馬県農による地域の資源利用
7. 増肥を促進させよう
8. 点検しましょう！畜産環境点検

令和7年3月発行
群馬県農政課米麦畜産課

掲載箇所 群馬県ホームページ（米麦畜産課畜産環境係）
<https://www.pref.gunma.jp/page/9529.html>

※ 下記 QR コードからもご参照いただけます。



◆産業廃棄物管理票（マニフェスト）の報告をしましょう！

毎年1年間の産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）の交付状況に関する報告書を作成し、群馬県知事に提出することになっています。

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの分をまとめて、「産業廃棄物管理票交付状況報告書」を作成し下記提出先（東部環境事務所）に令和7年6月30日までに報告してください。

死亡した家畜は産業廃棄物であり、畜産事業者には、法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）に基づき処理委託契約を締結し、適正に処理する責任があります。

※ 処分を依頼する際には、産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）を必ず記入し、処理委託契約を締結した業者に渡してください。

※ マニフェスト伝票は、5年間は大切に保管してください。

【提出先】 東部環境事務所 廃棄物係
〒373-0033 太田市西本町 60-27
電話：0276-31-2517 FAX：0276-31-7410

※ 提出先は家畜保健衛生所ではありません。ご注意ください。
別紙の記入例を参考に作成してください。提出方法は郵送または持参です。

《疾病等の発生に伴う休日等の対応について》



休日等であっても家畜の異常が認められた場合は、家畜保健衛生課あて連絡をお願いします。

東部農業事務所家畜保健衛生課（東部家畜保健衛生所）
〒373-0805 群馬県太田市八重笠町361-3
電話：0276-45-2041、FAX：0276-45-9994

※ 畜産業を廃業された方に送付された場合は、家畜保健衛生課までご連絡ください。

(別記様式1)

県外牛導入計画書

令和 年 月 日

東部家畜保健衛生所長 あて

申請者 住所：
氏名：

下記のとおり県外から牛の導入を予定しているので、承知願います。

記

- 1 導入予定日 令和 年 月 日
- 2 導入頭数 頭 (種類：)
(月齢：)
- 3 導入元 農場名
住所
- 4 導入先 農場名
住所

(電話番号)
- 5 その他参考となる事項 (カテゴリー I 証明、個体識別番号等)



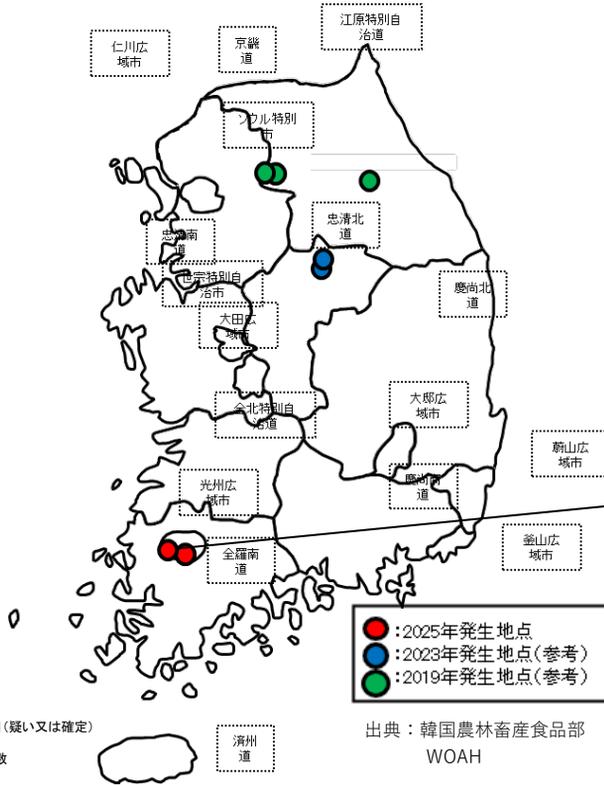
韓国で口蹄疫が発生！



今一度、発生予防を徹底しましょう！

韓国では、2025年3月に1年10ヶ月ぶりに口蹄疫の発生が確認されました。現在、我が国へ侵入するリスクが極めて高い状況が続いています。

韓国における口蹄疫の発生報告状況（2025年4月14日時点）



注：日付はWOAH報告の発生日
ただし、WOAH未報告の場合は韓国当局公表日(疑い又は確定)とし、件数の後に※マークを記載
頭数は当該農場で飼養されている感受性動物数

全羅南道 (19件)

3月13日 (確定日は14日)	霊岩郡	牛：1件 (O型)
3月14日 (確定日は15日)	霊岩郡	牛：3件 (O型)
3月15日 (確定日は16日)	務安郡	牛：1件 (判定不能)
3月17日	霊岩郡	牛：3件 (O型) ※
3月18日	霊岩郡	牛：2件 (O型) ※
3月19日	霊岩郡	牛：2件 (O型) ※
3月20日	霊岩郡	牛：1件 (O型) ※
3月23日	霊岩郡	牛：1件 (判定不能) ※
4月10日	務安郡	豚：2件 (O型) ※
4月12日	務安郡	豚：2件 ※
4月13日	務安郡	豚：1件 ※

*関連農場2農場(いずれも検査陽性)あり。

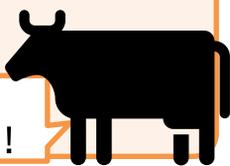
2025年4月14日時点
農林水産省動物衛生課

牛農家の皆様へ 発生予防の徹底をお願いします！

- 農場の出入口に看板を設置するなどにより、**関係者以外の立入を制限**しましょう。
- 農場の出入り時は、**専用の靴・衣服を着用し、手指を消毒**するとともに、持ち込む**物品や出入りする車両の消毒を徹底**しましょう。
- 畜舎の出入口に**専用の靴の着用や踏込消毒槽等**を設置することにより、出入りする人の**靴底の消毒を徹底**しましょう。
- 従業員の方も含め、**口蹄疫が発生している国への渡航は可能な限り控える**とともに、これらの国からの郵便物等は衛生管理区域に持ち込まないようにしましょう。
- 毎日、飼養家畜の健康観察**を行い、**疑わしい症状があれば直ぐに通報**しましょう。



裏面も
チェック！



専用の衣服・靴等の着用や効果的な消毒を実施しましょう！

- ・ 衛生管理区域に立ち入る場合には、**専用の靴や衣服を着用し、手指消毒を実施**しましょう。
- ・ 畜舎ごとに**専用の靴または踏込消毒を設置し、**使用しましょう。



専用の服や靴の使用、手指消毒

◎効果的な消毒のポイント

- ・ 踏込消毒槽の消毒液は、汚れて効果が薄れるので、**まずは汚れを落としてから消毒**しましょう。また、**消毒薬が汚れていたら、直ちに交換**しましょう。
- ・ 農場に出入りする車両を消毒する時は、**タイヤのみを消毒するのではなく、泥よけの内側部分まで消毒し、衛生管理区域内で降車する場合は農場専用のフロアマット等の使用や車内（ハンドルやドアノブ等）の消毒**を実施しましょう。



推奨される踏込消毒槽の設置方法！

② 消毒液の槽

① 水洗いの槽



汚れをしっかりと落としてから消毒！



車両はタイヤだけでなく、**泥よけの内側まで消毒し、フロアマットの交換やペダル等車内も消毒**

《要注意》

- ★ 逆性石けんやアルコールは口蹄疫の消毒薬としては不適です！
- ★ 消毒効果が弱まるので、**酸性とアルカリ性の消毒薬を同時に使用しないこと！**

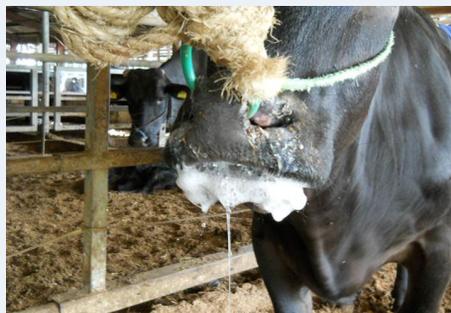
疑わしい症状は直ちに通報を！

口蹄疫は牛や豚などで発熱や食欲不振に始まり、後に**泡状のよだれ**を流したり、**口、ひづめ、乳房に水疱（水ぶくれ）**ができるのが特徴です。

<A型口蹄疫ウイルスの感染実験の結果>

～牛の症状～

写真：宮崎県提供



上顎口唇潰瘍



水疱が破れている

写真：動物衛生研究部門提供

毎日必ず健康観察し、これらの症状を見つけ次第、直ちに獣医師や最寄りの家畜保健衛生所に連絡しましょう。

牛では、**1頭のみに着目せず、泡状のよだれを多く流している個体が多い、上記の症状が急速に拡がるなど、群としての異状の有無を確認することが重要**です。

連絡先：

（最寄りの家畜保健衛生所の
連絡先を記入しておきましょう！）

ランピースキン病の早期発見とまん延防止対策のお願い

2024年11月、国内ではじめてのランピースキン病の発生が福岡県で確認されました。この病気は、発症牛のほとんどが自然に治りますが、発症牛の生乳出荷や移動の自粛が必要となります。地域でのまん延を防ぎ、畜産経営への影響を最小限に抑えるため、健康観察による**早期発見**と**自主淘汰**、**まん延防止対策**をお願いします。

01 ランピースキン病とは

- 特性** 発熱、乳量の低下、皮膚に病変(結節)が生じる牛の病気
人には感染せず、畜産物の食用も安全
- 予防・治療** 致死率は低く、ほとんどの牛が徐々に回復する
有効なワクチンで発症予防できる
- 伝播経路** 主にサシバエ等の**吸血昆虫**を介して拡大
感染牛や車両、資材、人の移動でも拡大
- 影響** 発症牛の生乳出荷や移動の自粛



結節 (全身性)



結節

結節

写真提供: FAO、State Central Veterinary Laboratory in Mongolia



疑わしい症状を見つけたら、すぐに**獣医師**又は**家畜衛生保健所**に連絡ください

02 生乳出荷・牛移動の自粛をお願いします

STOP 生乳の出荷

- 発症牛の生乳の出荷を自粛
- 非発症牛(同居牛)の生乳は出荷可能



STOP 牛の移動

- 発生農場からの牛の移動を自粛※1
- ワクチン接種牛は個別に自粛解除(下記参照)



ワクチン接種や発症から一定期間経過すると**自粛が解除**されます

発症牛：判定日から28日目より後に行う検査※2により陰性を確認

同居牛：農場内で最後に発症した牛の判定日から28日目より後に行う臨床検査で陰性を確認

ワクチン接種牛：接種から3週間経過後、臨床症状がないこと

03 対策

✓ 早期発見とまん延防止（発生してしまった場合の緊急対策）

- 日頃の健康観察により**早期発見**し、発症牛の速やかな**自主淘汰**で発生源を断つとともに、発症牛の生乳出荷や発生農場の牛の家畜市場等への移動を**自粛**してください（病変が現れる前に発熱が見られることに注意）
- 面的に拡大してしまった場合は、速やかな**ワクチン接種**をお願いします

✓ 発生予防（発生を未然に防ぐための対策）

- 農場の**吸血昆虫を減らす**※3対策をお願いします
 - ・窓や出入口に防虫ネットを設置する、殺虫剤をローテーション散布する（成虫対策）
 - ・牛房の隅など牛が踏みつけられない場所などにIGR剤を散布する（幼虫対策）
 - ・サシバエは牛舎周辺の雑草で休憩するため、雑草を刈る
- 農場間で**ウイルスを伝播しない**対策をお願いします
 - ・寒い時期はハエが暖かい車両に集まるため、車両内外の洗浄、殺虫をする
 - ・搬入出する牧草などにハエが潜んでいないか、確認する

※3: 特に、農場を中心に生活するサシバエへの対策が重要です。福岡県の発生農場では、サシバエの少ない農場内では感染拡大が抑えられていました。なお、特に冬前のハエ1匹は**来シーズンの1万匹**に相当すると言われるほど対策が重要です。



写真提供：住化エンバイロメンタルサイエンス(株)

04 支援策

01 まん延防止・ワクチン接種の推進

- 発症牛や発生農場由来牛を自主淘汰した場合の**再導入**への支援（乳用初妊牛・肉用繁殖素牛 60万円/頭）※4
- 出荷自粛中の生乳の適切な廃棄処分に係る費用への支援
- 農場の消毒や**吸血昆虫**対策への支援
- ワクチンの**無償配布**※5
- ワクチン接種の影響に関するリスクコミュニケーション
- ワクチン接種県（福岡県）からの輸入を一時停止した米国との協議を継続

02 経営支援

- 日本政策金融公庫の農林水産業セーフティネット資金の円滑な融通、公庫支店に相談窓口を設置
- 家畜疾病経営維持資金の対象に本病を追加
- 国から飼料関係団体に対する飼料代金の支払猶予の要請
- 円滑な生乳の出荷再開に向けた検査体制の整備
- 子牛の引き取り先・販路確保に向けた関係者間の調整

※4: 令和7年度もALIC事業で切れ目なく支援
※5: JRA畜産振興事業により日本動物用医薬品協会が配布

05 ワクチンの効果

- ランピースキン病には**発症を予防できる**ワクチンがあります

有効性

- ✓ 韓国では全頭へのワクチン接種以降、発生件数が**大幅減**※6
- ✓ 撲滅のために**最も有効なツール**として国際機関が推奨

安全性

- ✓ 海外で15年以上にわたり約3,000万ドーズ以上が使用され、重篤な副反応はほぼない
- ✓ 副反応として一時的な乳量減少や注射部位の腫れ、皮膚の結節等が見られるが、通常は自然に消失する
- ✓ ワクチン接種牛の生乳や肉を摂取することによる健康リスクは無視できる程度

- 国内ではMSD Animal Health社のワクチンを備蓄中

ワクチン接種完了前後のLSD発生状況（韓国）

	発生期間	発生件数
接種完了前 (2023年)	33日間 (10/19-11/20)	107件
接種完了後 (2024年)	120日間 (8/12-12/9)	23件 

※6: 2023年11月20日に全頭を対象とした接種が完了。2024年の発生をゼロにできなかったのは、一部にワクチン接種漏れがあったためと韓国政府は分析

記入例（BSE検査対象ではない牛の場合）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和6年度分）

群馬県知事 あて

令和 7 年 ○ 月 ○ 日

報告者
 住所 群馬県太田市八重笠〇〇〇-〇
 氏名 (有) 東部畜産 代表取締役 群馬 太郎
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)
 電話番号 0276-45-〇〇〇〇

・依頼した家畜の重さをトン(t)に換算して記入(概ねで結構です)。
 ・換算は下記の表を参考にしてください。

・令和6年度に書いたマニフェストの枚数を記入します。

業種は 農業 と記入します。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和6年度分の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		(有) 東部畜産				業 種	農業		
事業場の所在地		群馬県太田市八重笠〇〇〇-〇				事業場の電話番号	0276-45-〇〇〇〇		
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	動物の死体	1	5	0100001〇〇〇〇	坂東太郎	群馬県前橋市荒口町150-1	11420112028	(株)群馬県化成産業	空欄
2									
3									

産業廃棄物の種類の欄は動物の死体 となります。

・運搬を依頼している業者名と許可番号を記載します(下記参照)。
 ・もし、2つの業者に依頼している場合は業者毎に記載してください。

群馬県の牛の死体は、群馬化成に運んでいるのでこのように記入します。

処分場所の住所は運搬先と同じなので空欄でかまいません。

○牛、豚の体重早見表（単位：kg）

許可番号	処理業者の氏名	備考
01000148293	都築松寿	ゲンチク商事
01000108046	新井香代子	新和油脂
01000154091	荻野和男	
01000079703	(株)ルックライン	
01000163486	(株)ARI	新井初江

月齢	和牛	乳牛	日齢	肥育豚
1	50	60	40	10
4	120	120	60	20
8	210	210	90	40
12	350	300	120	65
16	370	370	150	90
20	390	440	180	110
24	420	490		
30	450	560		

・農場毎に作成してください。
 ・提出先は、東部環境事務所 廃棄物係 まで
 住所: 太田市西本町60-27 電話: 0276-31-2517
 ・提出方法はコロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での提出に御協力ください。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和6年度分）

令和 7 年 月 日

群馬県知事 様

報告者

住所

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和6年度分の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称								業 種			
事業場の所在地								事業場の電話番号			
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所		
1											
2											
3											
4											
5											
6											

2 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。

3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。

4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。

5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。

6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。

7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和6年度分）（続紙）

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者 の許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者 の許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									